

平成 25 年 10 月 24 日
独立行政法人造幣局理事長

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行います。

1. 募集の対象

独立行政法人造幣局に勤務する職員（財務省からの人事交流職員を除く。）のうち、平成 26 年 3 月 31 日現在で年齢 45 歳以上（医師にあっては 50 歳以上）のもの。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する職員は、応募できません。

- （1）非常勤職員
- （2）平成 25 年度定年退職者
- （3）平成 25 年 1 月 1 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 1 月 29 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

- （1）一般職、研究職、工芸職、医療職及び医療看護職職員 ······ 4 名
- （2）技能職職員 ······ 10 名

3. 募集の期間（約 1 か月間）

平成 25 年 1 月 1 日（金）午前 9 時から

平成 25 年 1 月 29 日（金）午後 4 時 30 分まで

※ 応募受付人数の上限（上記 2. （1）にあっては 4 名、（2）にあっては 10 名）に達した時点で、上限に達した方の募集の期間は満了するものとします。その場合は、直ちにその旨周知します。

4. 退職すべき期間

平成 26 年 1 月 1 日（水）から平成 26 年 3 月 31 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知します。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあります。

5. 応募及び応募取下げの手続等

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記6.に記載の応募受付担当あてに持参、メール又は郵送(募集の期間内必着)にて提出してください。
- (2) 応募者には、認定又は不認定の通知書を平成25年12月13日(金)までに交付します。
- ※ 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合は、不認定となります。
- ① この募集実施要項に適合しない場合
 - ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙2)に必要事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日までに、下記6.に記載の応募受付担当あてに持参、メール又は郵送(退職すべき期日の前日必着)にて提出してください。

6. 応募受付担当及び本件に関する相談先

- (1) 持参の場合の提出先(下記の3名のいずれかの者に持参してください)

- ・総務部人事課
- ・東京支局総務課
- ・広島支局総務課

- (2) メールの場合のアドレス(総務部人事課 [REDACTED] あてに送信してください)

E-mail : [REDACTED]

- (3) 郵送の場合の宛先

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79
独立行政法人造幣局 総務部人事課

以上